

地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書

様	上都建第 号 令和 年 月 日
上三川町長 星野 光利	
都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、令和 年 月 日付で届出のあった 下記の行為について、当該地に定められている地区計画に適合すると認めたので通知します。	
記	

1 地区名						
2 行為の場所	上三川町大字					
3 行為の着手予定日	令和 年 月 日	4 行為の完了予定日	令和 年 月 日			
5 設計 又は 施工 方法	(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m²			
	(2)	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)				
	設計 の 概要	(ロ)	届出部分		届出以外の部分	
		設 計	(i) 敷地面積	合 計		m ²
			(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
			(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
		(iv) 高さ及び階数	地盤面から m、地上 階、地下 階			
		(v) 用途				
		(vi) 屋根及び外壁の色彩	屋根:	外壁:		
	(vii) かき又はさくの設置の有無及び構造	有()、無				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m ²			
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途				
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					

備考

当該届出に係る事項のうち、設計又は施工方法の変更が生じた場合は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、工事着手の30日前までに、行為の変更届出書の提出が必要となります。